

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月23日

国立大学法人京都大学学長 山極 壽一

◎ 調達機関番号 415 ◎ 所在地番号 26

○ 第9号

1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42、75
- (2) 事業名 京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業
- (3) 事業場所 京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）
- (4) 事業概要 PFI手法（BTO）による京都大学（南部）医薬系総合研究棟の施設整備（設計、建設等）及び維持管理並びに付帯事業
- (5) 事業期間 事業契約締結の日から平成42年3月31日までの期間

2 競争参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加

資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、付帯事業に当たる者（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）が必ず含まれていること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則」（平成16年4月1日）第4条の規定に該当しない者であり、かつ同規則第3条に規定する資格を有する者であること。

- ② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年3月9日法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「破産法」（平成16年6月2日法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理開始の申立てがなされた者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた

たと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

⑦ 最近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑧ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑨ 国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準第39第1項第6号の規定、国立大学法人京都大学工事請負契約基準第43第1項第6号の規定及び国立大学法人京都大学役務請負契約基準第25第1項第5号の規定（以下、それぞれを「暴力団排除条項」という。）に該当しないこと。

※ 上記④、⑤、⑥、⑧において「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）の定義を適用する。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる
資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設、工事監理、維持管理及び付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある者の場合も同様とする。なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、上記2)の※（注記）と同じ。

① 設計に当たる者（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）は、以下の要件を満たすこと。

ア 国立大学法人京都大学又は文部科学省における平成27・28年度の設計・コンサルティング業務の一般競争入札参加資格者名簿において「その他のコンサルティング業務」の資格を有している者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認を受けていること。）であること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成11年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者(※1、担当分野を問わない。)及び主任担当技術者(※2、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、VE提案による変更配設計を伴う分野に限る。)を専任で配技術者が複数の役割及び分野を担当すること及び分野を担外の実績についても条件を満たす。いれば実績として認めるものとす。また、記載を求め管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないうことにより複数名の候補者をもつて競争参加資格確認申請書を提出することには差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※1 「管理技術者」とは、「国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準」第14条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における

担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※ 3 「管理技術者」は1級建築士とする。「主任担当技術者」に ついては、建築分野・構造分野を担当する者は1級建築士とし、電気分野・機械分野を担当する者は1級建築士又は建築設備士とする。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、VE提案による変更設計を伴う分野に限る。）

※ a・bに示す要件を同時に満たす設計業務の設計実績が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国立大学法人京都大学又は文部科学省において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で規定するところにより算定した平成27年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施すること及び当該複数の者で実施する場合は当該複数の者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事

1,190点

（ただし、建築一式工事に当たる

者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は990点とする。)

b 電気工事 950点

c 管工事 950点

イ 提案内容に対応する「建設業法」

(昭和24年5月24日法律第100号)の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成11年度以降に元請(PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。)として、下記a・bに示す各担当工事を実施し完成・引渡ししが完了した新営工事の施工の実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上(建築一式工事・電気工事・管工事のうち、各担当工事(建築一式工事における実績を含む。))

※ a・bに示す要件を同時に満たす建設工事の施工実績(企業)、施工経験(担当者)が必要となる。

エ 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することや妨げるものではない。また、

平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

b 電気工事

- i 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
- ii 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、2（1）3）②ウのa・bに示す基準を満たす電気工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- iii 監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。

c 管工事

- i 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門

(選 択 科 目 を 「 流 体 工 学 」 又 は 「 熱 工 学 」 と す る も の に 限 る 。) 、 上 下 水 道 部 門 、 衛 生 工 学 部 門 又 は 総 合 技 術 監 理 部 門 (選 択 科 目 を 「 流 体 工 学 」 、 「 熱 工 学 」 、 「 上 下 水 道 部 門 」 又 は 「 衛 生 工 学 部 門 」 に 係 る も の と す る も の に 限 る 。) に 合 格 し た 者) 、 「 技 術 士 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 」 (平 成 15 年 8 月 18 日 文 部 科 学 省 令 第 36 号) に よ る 改 正 前 の 技 術 士 (「 技 術 士 法 」 に よ る 第 二 次 試 験 の う ち 、 技 術 部 門 を 機 械 部 門 (選 択 科 目 を 「 流 体 機 械 」 又 は 「 暖 冷 房 及 び 冷 凍 機 械 」 と す る も の に 限 る 。) 、 水 道 部 門 又 は 総 合 技 術 監 理 部 門 (選 択 科 目 を 「 流 体 機 械 」 、 「 暖 冷 房 及 び 冷 凍 機 械 」 、 「 水 道 部 門 」 又 は 「 衛 生 工 学 部 門 」 に 係 る も の と す る も の に 限 る 。) に 合 格 し た 者) 又 は 国 土 交 通 大 臣 若 し く は 建 設 大 臣 が 1 級 管 工 事 施 工 管 理 技 士 と 同 等 以 上 の 能 力 を 有 す る と 認 定 し た 者 を い う 。

ii 平 成 11 年 度 以 降 に 元 請 (P F I 法 に 基 づ く 事 業 に お い て 選 定 事 業 者 か ら 受 注 し た 場 合 を 含 む 。) と し て 、 2 (1) 3) ② ウ の a ・ b に 示 す 基 準 を 満 た す 管 工 事 (建 築 一 式 工 事 に お け る 実 績 を 含 む 。) の 新 設 工 事 に 従 事 し 完 成 ・ 引 渡 し が 完 了 し た 新 営 工 事 の 施 工 の 経 験 を 有 す る 者 で あ る こ と 。 (共 同 企 業 体 の 構 成 員 と し て の 実 績 は 、 出 資 比 率 が 20% 以 上 の 場 合 の も の に 限 る 。)

iii 監 理 技 術 者 に あ っ て は 、 上 記 建 築 一 式 工 事 と 同 じ 。

③ 工 事 監 理 に 当 た る 者 (「 建 築 基 準 法 」 (昭 和 25 年 5 月 24 日 法 律 第 201 号) 第 5 条 の 4 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 設 置 す る も の と す る 。) は 、 以 下 の 要 件 を 満 た す こ と 。

ア 2 (1)3)① アに同じ。
 イ 2 (1)3)① イに同じ。
 ウ 2 (1)3)① ウに同じ。
 エ 2 (1)3)① エに同じ。

オ 平成11年度以降に担当者（相当程）
 度の責任をもつて業務に従事した業者（相当業者）
 とし、下記a・bに示す各担当業務の完了の有者（建築分
 工事に従事し当該業務の実績を有する者）（機械
 技術者及び主任技術者（建築分野・機
 野・構造分野）を専任で配置できること。
 備分野）を専任で配置できること。
 なお、同じ技術者が複数の役割及び
 分野を担うことと、海外の実績も
 はない。海外の実績も認めら
 れない。また、主任1名及び
 もの技術者及びそれぞれ
 理原則とし、参加表明書
 だ確認技術者及びこの
 格管理決定者を提出する
 補書を提出する候補者の
 工事を監理しない。
 ばな

- a 建物用途
公共施設
- b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄
 筋コンクリート造、地上3階以上
 かつ地下1階以上、延べ面積5,000
 m²以上（管理技術者は、担当分野
 を問わない。主任技術者は、
 建築分野・構造分野・電気設備分
 野・機械設備分野のうち、各担
 当分野）

※ a・bに示す要件を同時に満た
 す工事監理業務の工事監理実
 績が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件

を満たすこと。

ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人京都大学のいずれかにおいて平成27年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

延べ面積5,000㎡以上

※ a・bに示す要件を同時に満たす維持管理業務の維持管理実績が必要となる。

⑤ 付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に当たる者の資格等要件は問わない。

4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にとっては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとも前に、変更後において前記1)から3)に示す競争参加資格を満たすことが確認で

を変更することは行わない。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田
本町国立大学法人

京都大学施設部施設企画課施設契約掛
電話 075-753-2308 電子メール

iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付日時、場所

1) 交付日時 平成27年2月23日(月)から
平成27年3月23日(月)までの間

2) 交付場所 大学のホームページ、若し
くは上記3(1)

(3) 説明会の開催日時、場所

1) 開催日時 平成27年2月27日(金)午
前10時00分から12時00分までの間

2) 開催場所 京都府京都市左京区吉田
下阿達町(京都大学薬学部構内)

(4) 質問の受付日時、場所及び回答日時、場所

1) 受付日時

1回目 平成27年3月5日(木)から
3月9日(月)午後5時までの間

2回目 平成27年4月30日(木)から
5月7日(木)午後5時までの間

2) 受付場所 上記3(1)の電子メール

3) 回答日時

1回目 平成27年3月17日(火)

2回目 平成27年5月15日(金)

4) 回答場所 大学のホームページ

(5) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付日時、場所並びに確認審査の結果通知

1) 受付日時 平成27年3月19日(木)から
3月23日(月)まで、ただし、午前9
時から12時及び午後1時から5時の
間

2) 受付場所 上記3(1)へ持参又は郵送

3) 結果通知 申請を行った者に対して、
書面により平成27年3月27日(金)まで
に大学から通知する。

(6) 入札書等及び提案書の受付日時、場所

1) 受付日時 平成27年6月1日(月)か

ら 6 月 3 日（水）まで、ただし、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時の間（提出期限の日である 6 月 3 日（水）は午前 9 時から 12 時の間）

2) 受付場所 上記 3 (1)へ持参又は郵送
(7)入札書の開札日時、場所

1) 開札日時 平成 27 年 6 月 3 日（水）午後 2 時

2) 開札場所 京都府京都市左京区吉田本町

国立大学法人京都大学本部構内
本部棟 3 階入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の 100 分の 5 に相当する額を大学に支払わなければならない。

2) 契約保証金

選定事業者は、事業契約書の締結に当たって、事業契約の履行を確保するため、事業契約締結の日から本施設の工事完成の日までを期間として、施設整備費相当（本項において消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。）の 100 分の 30 以上の契約保証金の納付、又はこれに代わる以下の保証を付すとともにその証券（証書）を大学に提出しなければならない。

① 事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、大学が確実と認める金融機関又は保証事業者（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業者をいう。以下同じ。）の保証

② 事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

③ 事業契約による債務の不履行によ

り生ずる損害をてん補する、国立大学法人京都大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結

※ 上記③において、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を国立大学法人京都大学のために設定するものとする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた基礎項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を、本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(8) 関連情報入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(9) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(1)3)①ア、②ア、③ア及び④アに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、上記3(5)により参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(10) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Juichi Yamagiwa, President, Kyoto University
- (2) Classification of the service to be procured: 41, 42, 75
- (3) Subject matter of the contract: PFI-based (design), construction and maintenance of Building for
GENERAL INSTITUTE (MEDICINE and PHARMACEUTICAL)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 23 March 2015
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 12:00 A.M., 3 June 2015
- (6) Contact point for tender documentation:

Facilities Contract Section, Facilities Planning Division, Facilities Management Department, Kyoto University, Yoshida Honmachi, Sakyo-ku, Kyoto, Japan
606-8501 TEL 075-753-2308